

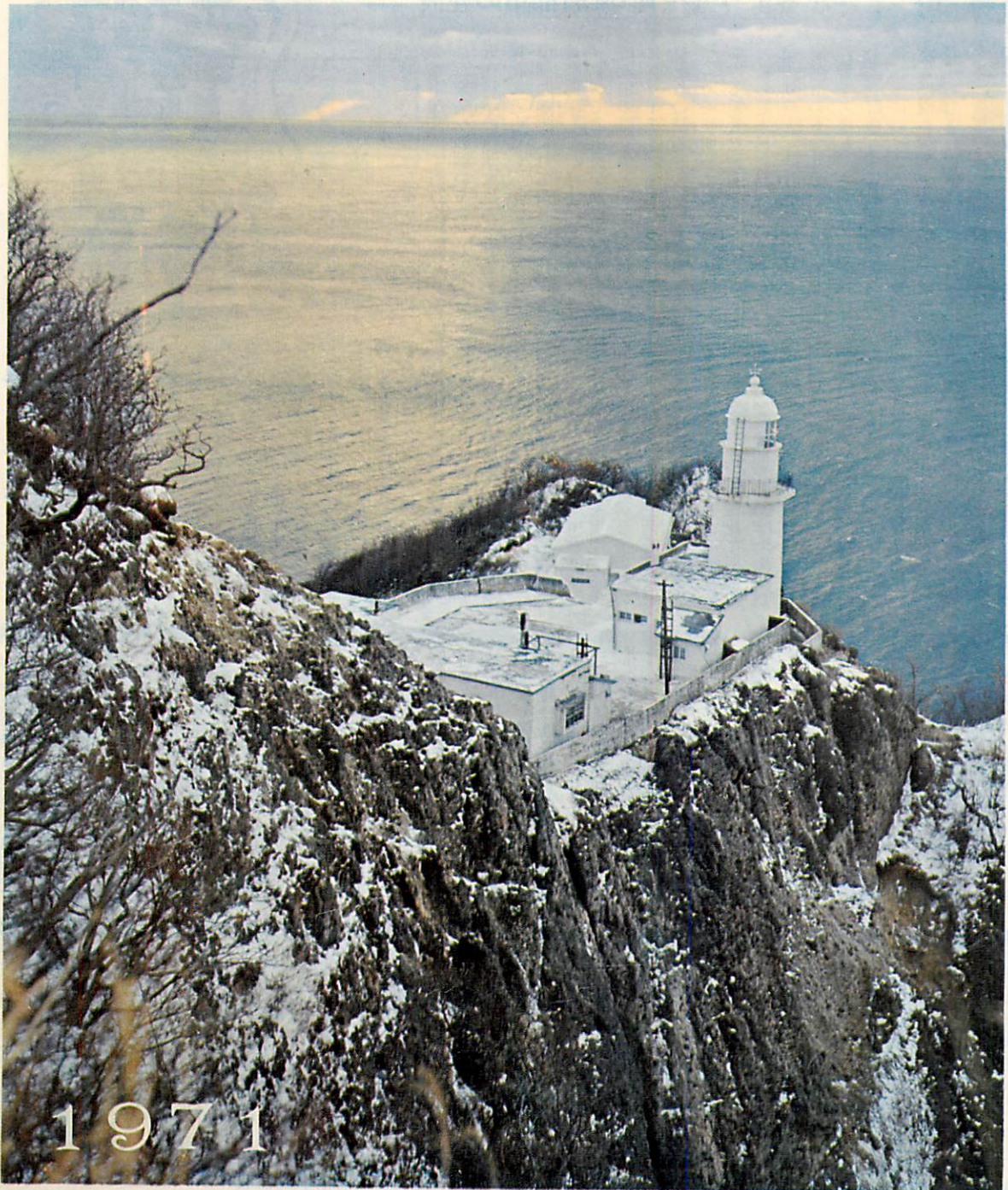
むろらん



市政だより

1月 / 1日

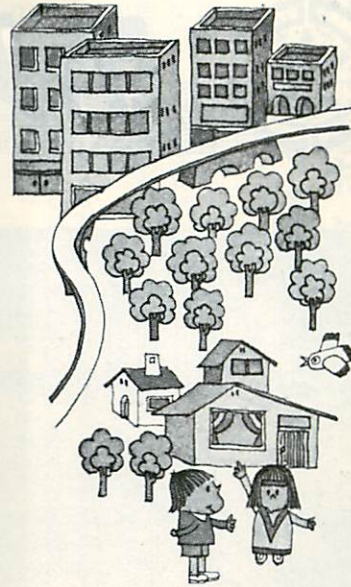
昭和46年 No. 259



— 地球岬の朝 —

室蘭市の未来をひらく

健康で、豊かな、だれもが住みたく
なるような生産・流通都市の建設



健康で、豊かな市民生活のための都市建設、これは全市民の一致した未来への願いです。しかし、近代科学の急速な進歩と社会の多様化にともない、都市に幾多の都市問題が生まれていることは、身近に体験しているところです。すべての市民が期待する未来都市室蘭の将来像と、その達成へのアプローチを計画し、市民ひとりひとりの積極的参画のもとに都市づくりをすすめることは、今日における重要な課題です。

この基本構想は、このような市民の期待と、時代的要求を受けて室蘭市のもつ社会的、経済的諸条件等を考慮し、さらに、新全国総合開発計画、第三期北海道総合開発計画における、室蘭市の位置づけと役割を認識するなかで、室蘭市将来の望ましい都市像と、これを達成するための施策の大綱を定めたものです。

未来都市 室蘭の ビジョン

室蘭市は、東北、北海道における最大の重化学工業都市、また流通拠点都市として発展を続けてきました。この半世紀にわたる発展の集積を基礎に、生活および生産の広域化に対応した、広域圏の中心都市として、市民の意思にもとづく生活環境と都市機能の整備をすることは全市民の願いです。

この市民の願いを実現するため海につつまれ、緑の山を多くかかえた未来都市室蘭の将来像をつぎのとおり定めました。

- (1)文化のこおりの高い福祉都市
市民生活を最も大切に創造性の豊かな地域社会を実現するため、すべての市民が、公害のない健康で、豊かな市民生活を営むことのできる社会生活基盤の整備と近代化を推進する。
社会の高度化、多様化に対応できる人間性の開花をめざして、精神文化豊かな教育の振興と、文化教養施設の整備を促進し、市民が誇りうる、文化と教養のまちを確立する。
- (2)生産性豊かな高次生産都市
新規企業の立地と既存企業の拡充・近代化を進め、工業構造の多極化と高度化を促進するとともに流通機能の整備拡充を積極的に推進し、生産性豊かな高次生産都市を形成する。
産業公害の防止を徹底し、公害のない近代的工業地域を確立する
- (3)躍進する国際港湾都市
外港の完成にあわせて港湾諸施設の拡充と陸上輸送網の整備を図り、新たに北方圏交易の中心的使命をも帯びた国際港湾としての地位を不動のものとする。また、臨海工業の広域立地と、集積された工業との有機的結合を進め、工業拠点港湾としての発展を図る。
- (4)生活と生産の調和した広域都市
道路通信網の整備とモータリゼーションの進展による生活と生産の広域化に対処するため、近隣市町村との協力関係を強めながら、広域生活圏と生産圏の形成を図り室蘭市は、その中核都市として、中枢管理機能を整備し、圏内住民が快適な生活を営むことのできる生活と生産の調和した新しい広域都市の実現を期する。

主要指標

項目	年次	
	昭和40年	昭和55年
人口	161,252人	220,000~ 260,000人
1人当り所得	27万円	70万円
市産所得	632億円	3,560億円
工業出荷額	1,146億円	5,200億円



市議会議長
瀬戸川省二

市民の
みらいを
あけ
まして
おめでとく
ございませう



市長
高薄豊次郎

健康で豊かな生活環境

市民のくらしに緑と太陽をとり入れ、豊かな情操とあすへの英気を養うため、緑地と海浜景観地などを中心に、美しい自然と緑を積極的に保護育成する。

健康で清潔な都市づくりのため上下水道、清掃、保健医療、住宅公害防止などを包含する各種生活環境の整備充実と努め、快適な市民生活の実現を期するとともに、市民のすべてが幸福な生活を送れるよう、ゆきとどいた社会福祉を

推進する。
人間尊重を最優先とした、市民意思にもとづくシビルミニマム（都市生活環境の最低必要基準）を設定し、その完全確保を図る。

また、郷土愛を基本とする人間性豊かな地域社会の展開をめざし、市域をいくつかの適正規模に区分したコミュニティ（地域社会）単位を設定し、社会連帯意識の高揚を図り、さらに全地域を一つとした理想的コミュニティ組織を確立する。

市民総ぐるみのまちづくり

この基本構想の実現を図るため、具体的なビジョンの確立とそれを達成するプロセスを明らかにする必要があります。このため、この基本構想にもとづいて、昭和五十五年を目標準次にした基本計画と三か年間のローリング方式による実施計画を策定します。

基本構想、基本計画および実施計画を実現するため、社会経済の発展と市民生活の多様化に対応する近代的な行政組織を確立して、行政運営の合理化近代化を促進します。

健康で、豊かなだれもが住みたくなようなまち、室蘭市の建設をめざし、室蘭市の全エネルギーを結集した市民総ぐるみのまちづくりを推進し、この基本構想の実現を図りましょう



土地利用の基本構想

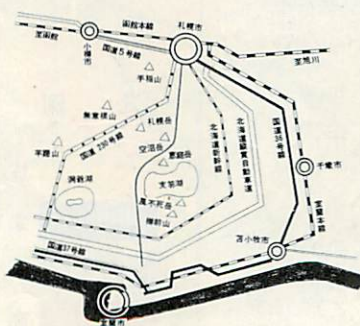
(1) 土地利用の基本目標

- ① 土地の効率的な利用と体系化を図るため、室蘭市の土地利用の基本目標をつぎのように定めました
- ② 快適な市民生活環境の確立
- ③ 地域特性に応じた用途地域の確立
- ④ 広域圏内の土地利用の一体化推進
- ⑤ 都市内交通ネットワークの形成

- △蘭西地区▽市街地の再開発を積極的にすすめる、高級ショッピングアミューズメント地区としての地域特性を助長するとともに、室蘭港発展のための中枢管理機能を整備充実し、さらに測量山、地球岬の緑地帯を活用した、山と海のリクリエーション地帯を形成する。
- △蘭東地区▽広域圏を対象とする都市機能の集積を高めるために東室蘭駅を中心に商業地区を形成し

道央J字型メガロポリスの玄関

鉄道の近代化と道路網の整備を中心に、陸上輸送網の強化充実を図って、背後圏との短縮化を推進するとともに、室蘭・本州間の国鉄海上航路、長距離大型フェリー航路の開設等を実現し、道央J字型メガロポリスの玄関として、また、北海道流通拠点港湾としての機能充実を図る。



工業構造の多極化をすすめる、広域的工業開発体制を確立するなど、本道最大の重化学工業を基軸に、北海道総合開発工業の中核拠点としての着実な前進を期する。

基本構想の説明会を開きます

主として東町側を業務機能地区、中島側を商店街として整備し、一部地域は住宅化を抑制するなどして、軽工業団地、流通センターとして再開発する。

△蘭北地区▽自然の保存を図るなかで、居住環境の快適な大規模新住宅地を開発するとともに、広域圏住民を対象とした各種施設を配置し、さらに市民のための総合運動施設、自然動植物園、保養センターなどの総合リクリエーションセンターを形成する。

△臨港地区▽臨海工業地域は、公害の未然防止に重点を置きながらより一層の高度利用を図る一方、計画埋立地の早期完成と企業立地を促進する。

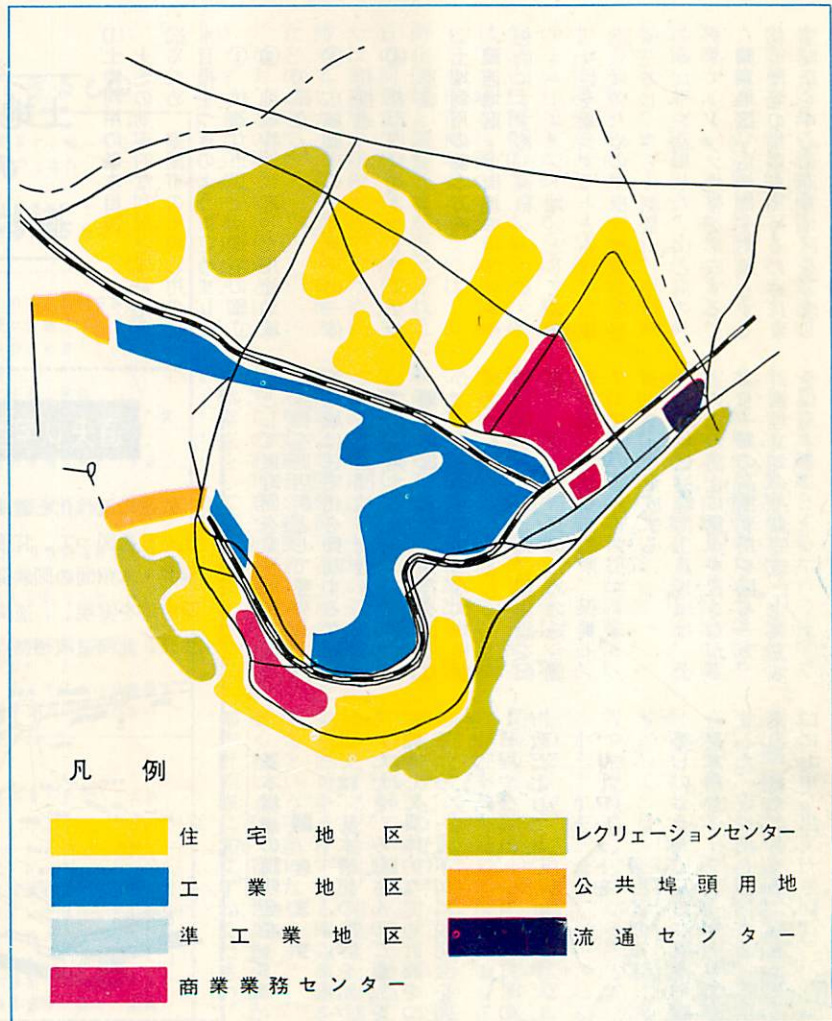
日程や会場は、一月十五日号の市政だよりでお知らせします。

リーフレットを差しあげます

市では、基本構想の内容を知っていただき、みなさんのご意見をお聞きして具体的な実施計画をつくるため、一月下旬に説明会を開きます。

美しいカラー印刷の「室蘭市総合基本構想リーフレット」ができました。市役所企画調査課、本庁案内、または各支所、出張所の窓口にお申し出ください。

室蘭市の未来をひらく





市街化区域と調整区域きまる

これから住宅を 建てるかたへ

室蘭市の市街化区域と市街化調整区域が、昨年十二月末にきまり告示されました。

この告示によって、調整区域では、今後、宅地造成などの開発行為や住宅建築などの建築行為が大幅に規制されますので、これから住宅や工場を建てられるかたは、その土地が、市街化区域か調整区域かを、よくたしかめましょう。

面積によつては
許可が必要
—市街化区域—

市街化区域というのは、すでに市街化されている地域（既成市街地）と、この区域に接続して市街

化が進行している地域（周辺市街地）、さらに、今後十年間に、優先的・計画的に市街化を進める地域（新市街地）のことで、この区域内には、住みよい生活環境をつくるために、道路や公園、下水道などの都市施設が、積極的に整備されてゆきます。

したがって、この区域内に、これから住宅などを建築したり、宅地を造成するときは、いままでも同様に建築確認や宅地造成の許可をうければよいわけです。

しかし、一千平方メートル以上の土地を造成するときは、市長の開発許可が必要ですから、建築指導課においでください。

また、農地を転用するときは、工事に着手する五十日前までに、農業委員会に届出をしなければなりません（転用許可は不要）から農業委員会においでください。

開発や建築を制限
六か月以内に届出を
—調整区域—

市街化調整区域というのは、当分の間市街化を抑制する地域、地形的に市街化が適当でない地域、自然を保護する地域、優良農地を保全する地域、災害などの発生しやすい危険地域などのことで、この区域内では、原則として開発行為や建築行為が禁止されます。

しかし、農林漁業に従事するかたの住宅や建築物、病院や学校などの公共的施設については、いま

までと同様に建築確認や宅地造成の許可をうければ建てられます。

また、このほか、特例として、別表のように、許可をうげると開発したり建築することができるものもあります。

このなかで、とくに市民のみなさんに関係があり、ぜひ知っておいていただきたいところは、B欄の⑧とD欄の②で、これを既存権利者の経過措置といっております。

この既存権利者というのは、市街化区域と調整区域が告示された日の前日までに、自分の居住用または業務用の建物を建てるために持っていた土地の所有者や借他人などのことです。

なお、この場合の居住用とは、あくまでも自分がそこに住んで、

市街化調整区域で 行なうことができるもの

土地の造成などが必要な場合	A 許可不要のもの	B 許可を要するもの	C 許可不要のもの	D 許可を要するもの
開	① 農林漁業用の建物またはこれに従事する者の住宅 ② 鉱物資源、観光資源の利用に必要な建物 ③ 国や公共団体の事業として行なうもの ④ 国土地区方メートル以内の増改築または車庫、物置などの軽易な建物	① 日常生活の物品の販売、加工のための店舗、事業場 ② 鉱物資源、観光資源の利用に必要な建物 ③ 温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域内に建築することが困難な建物 ④ 農林漁業用の貯蔵、加工、処理に必要な建物 ⑤ 国や道が助成する中小企業の共同化、集団化に役立つ建物 ⑥ 市街化調整区域内の既存工場と密接な関連をもつ下請工場などの建物 ⑦ 危険物の貯蔵、処理の建物で市街化区域内に建てることと不適当なもの ⑧ 区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合など）も含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に行なうもの ⑨ 20ヘクタール以上の開発行為で、計画的な市街化をはかる上で支障がないと開発審査会が認めたもの ⑩ 市街化を促進するおそれなく、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めたもの	① A 欄に掲げる建物 ② 「住宅地造成事業に関する法律」の許可を受けた土地に建てる建物	① B 欄の①～⑦に掲げる建物 ② 区域決定の際、自己の居住用または業務用の建物を建てるために所有していた土地（借りていた場合など）も含む）を6か月以内に届け出た者が、その目的で5年以内に行なうもの ③ 市街化を促進するおそれなく、市街化区域内で建築することが困難または不適当と開発審査会が認めた建物
発				
行				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				
な				
ら				
る				
こ				
の				
た				
め				

表彰該当者を募る

優秀な従業員が

表彰されます

市では、市内で働く優秀な方と中小企業を営む方で市民サービス改善などに努められた方の表彰該当者を募っております。

これは、昭和四十四年十月に制定された「室蘭市中小企業等振興条例」にもとづくもので、今年、その一回目の表彰となるものです。つきに該当される方は、所定の用紙に記入して提出してください。

△従業員表彰▽

- ・市内の同一事業所等に二十年以上勤務し、勤務成績が優秀で、きわめて優れた技能を有している方
- ・現に表彰にかかる技能を要する職業に従事している方
- ・技能を通じて労働者の技能水準および地位の向上に努めた方
- ・他の技能者の模範と認められる方

△中小企業商業経営者表彰▽

- ・商業を営む中小企業者で、販売効率を高めるため、商品の陳列、照明等を改良し、市民サービスの改善および向上に努め、他の模範となる方
- ・商品の陳列については、陳列に連続感、親近感があり、商品の配列組合せが適当で商品選択が容易であること。

- ① 二年以上引続き認定職業訓練を実施しており、かつ労働関係諸法令に規定する違反がないこと。
- ② 訓練生の出席率が八〇パーセント以上であること。
- ③ 訓練生の離職率が二〇パーセント以内であること。

△推せん要領▽

表彰を受けようとする方は、従業員表彰については事業主、中小企業商業経営者表彰と訓練校表彰については、室蘭商工会議所の推せん書を添付して提出すること。

提出先と期日▽
一月十四日までに、市役所商工課または室蘭商工会議所総務課に備えつけの用紙に記入して提出してください。

△訓練校表彰▽
中小企業等の経営で認定職業訓練の実施状況がきわめて優秀で、他の認定職業訓練校の模範と認められる訓練校で

児童手当 支給申請を早く 災害遺児手当

児童手当
と災害遺児
手当が支給
されます。
つきに該
当される方
は申請手続
きをしてく
ださい。

△児童手当
義務教育
修了前の児
童を四人以
上扶養され
ている保護
者で、室蘭
市に一年以上居住している方(世帯全員の所得が基準額以下であること)に、四人目の児童から一人月額千円が支給されます。

△災害遺児手当
交通事故および産業における業務上の災害による事故によって、父母が死亡または廢疾の状態となつたとき、その児童を養育している保護者で、室蘭市に六か月以上居住している方に、児童一人につき月額千五百円が支給されます。

※くわしくは、市福祉事務所社会課社会係(市役所一階、電話2局1111番、内線285番)におたずねください。



みなさんに 市政を運ぶ

市政だよりをカラー印刷でお届けするのは、この元旦号がはじめてですが、印象はいかがでしたでしょうか。

市政だよりについて、みなさんから、いろいろのご意見をいただきありがとうございます。とくに、どのような方法で各家庭に配付されるのか、どうして配付が遅れがちになるのかといった問い合わせが、しばしば寄せられますので、お知らせいたします。

現在の市政だよりは、月二回、B5版、一回四ページを基本として発行しております。毎月一日と十五日に印刷が完了した市政だよりは、ただちに印刷所から各町内会、自治会などの指定場所に配達しここで、役員のかたの手で分

担区域ごとに分けられ、区長さんや班長さんから各ご家庭に配付されるのが一般的な配付方法となっております。

この場合、町内会などに加入していても配付していただくよう、また三日間ぐらいのうち、配付していただけるよう、特別のご配慮とご協力をお願いしておりますが、役員のかたも、ご自分のお仕事のほかに配付の仕事もされている関係上、大変なご苦労をおかけしているわけで、やや遅れがちになるときもあろうかと思いますが、みなさまのご理解をお願いいたします。

市政だよりは、全市民にゆきわたる、誤りなく伝える、敏速に伝える、将来の資料として役立つ、少ない経費で効果をあげる—という要件のほか、見て美しく、読みやすくわかりやすいものでなければなりません。

今後、さらに研究を重ねみなさんに親しまれる市政だよりづくりに努力してまいりますので、みなさんも、よくお読みいただき、市政にご協力くださるようお願いいたします。

この紙面は、みなさんのものです。いろいろな質問や話題などをお寄せください。

□送り先 市内幸町一番二号 市役所庶務係
*住所氏名明記(紙上匿名可)

知っておられますか！ 消火器のつかい方

煙筒掃除のてまがはぶける！というところから、近年は石油ストーブを使用する家庭が急激にふえてきました。
しかし、石油ストーブの使用方を誤っての火災も、けっして少なくはありません。

正月はオトソ気分、つい気持ちもゆるみがち！。せっかく備えた消火器も家族全員が使用方法をおぼえていないと、万一のとき早く消すことができません。
みなさん、消火器の使用法と備えておく場所を、いまいちどおぼえておきましょう。
消火器の使用法など不明なことは、近くの消防署に問いあわせ

るか、火防検査のとき消防職員から教えてもらってください。
なお、消火器については、つぎのことに注意してください。
・消火器の使用法がわからな
いときは、よく使用法を教え
てもらってください。
・消火器には、使用方法と性能
表が記入されております。これ
から消火器を購入される方は、
国家検定合格証(文字紺色)の
ついているものをご購入してくだ
さい。

・消火器の置き場所を、家族全
員がおぼえておきましょう。
・消火器は、いつでもつかえる
ようにしておきましょう。

1月15日 第23回成人式 成人おめでとう

第23回「室蘭市成人式」が、1月15日(成人の日)に、文化センターで行なわれます。
ことし成人になれる方は、昭和25年1月16日から昭和26年1月15日までに生まれた方で、みなさんに案内状を差しあげます。案内状の届かない方や帰省中の方で、成人式に出席を希望される方は、市社会教育課か市役所支所出張所に申し出てください。

なお、成人該当者名簿を市役所支所出張所で縦覧しておりますので確認してください。
成人式の式典時間はつぎのとおりです。

- ☆ところ……文化センター大ホール
- ・1回目…(みゆき町以西の方)
受付9時30分 式典10時から
 - ・2回目…(東町以东の方)
受付12時30分 式典13時から

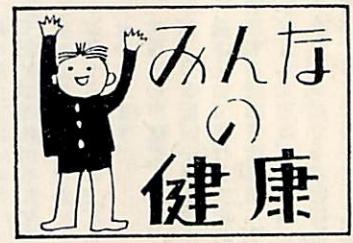


市道の除雪に 協力ください

市では、市道の除雪体制を整えております。
除雪作業をスムーズに行なえるようみなさんのご協力をお願いします。

- ☑ 自動車等を、路上に放置しないようにしてください。
- ☑ 歩道上の雪は、車道にださず積みあげるようにして除雪してください。
- ☑ 家用車で雪捨てをされる方は舟見町海浜地、新富町ごみ捨て場、寿町イタンキ浜に雪捨て場の標識が立ててありますのでそこに捨てるようにしてください。
- ☑ 除雪についての相談は、つぎのところに連絡ください。

- ① 市役所土木課 (21111)
 - ② 蘭西土木事業所 (27665)
 - ③ 蘭東土木事業所 (40330)
 - ④ 蘭北土木事業所 (67512)
- ※急坂道路に、スリップ止め用の砂を用意してありますので利用ください。
- ～水道事業～ 工事代金などの収納の収納 納取扱金融機関として、北海道相互銀行室蘭支店の各店を指定しました。



<乳幼児相談>無料

1月11日	市役所保健室	9.30~11.00
12日	本輪西支所	13.00~14.00
18日	市役所保健室	9.30~11.00
19日	衛生課輪西分室	10.00~11.30
25日	市役所保健室	9.30~11.00
26日	本輪西支所	13.00~14.00

※定員50名 市衛生課へ申込みください

<三歳児健康相談>無料
1月21日 母恋出張所
・対象者…市内の方で満三歳になった子ども
・受付時間…9時30分~11時 13時~14時まで

<母親学級>無料
1月13・14日 衛生課輪西分室
20・21日 (定員30名) 13時から
※市衛生課へ申込みください。

<離乳食講習>無料
1月22日 衛生課輪西分室 13時から
・対象者…45年9月・10月に生まれた赤ちゃんをお持ちの母親

<育児相談と健康診断>有料
毎月第2火曜日 市立病院小児科
第4火曜日 13時30分から
・健診料 300円
※市立病院小児科に直接申込みください

めたつ貯金通帳の盗難

通帳と印鑑は 別に保管

このごろ、盗んだ貯金通帳で現金を払い戻す犯罪がふえております。せっかく、マイホームを持ちたい、子どものためにーなどとたくわえたものです。なかでも、貯金通帳が盗まれては、すでに金額が払い戻されたあとーという悲劇もあります。

みなさんも、このようにならないように、貯金通帳と印鑑の保管は別に、外出のときには必ずカギをかける。もし盗難にあったら貯金先にすぐ連絡するーなど、細心な注意をしましょう。あなたの財産は、あなたの手で守ることが第一です。